

1 アーキビスト認証について

1.1 認証アーキビストとは

アーキビスト (archivist) とは、公文書館をはじめとするアーカイブズ (archives) において働く専門職員を言います。

アーキビストは、組織において日々作成される膨大な記録の中から、世代を超えて永続的な価値を有する記録を評価選別し、将来にわたっての利用を保証するという極めて重要な役割を担います。アーキビストが存在しない組織では、その時々担当者の考えや不十分な管理体制によって、本来は残されるべき記録が廃棄されるなど、後世に伝えられるべき重要な記録、さらにその記録をもとに記されるはずの歴史が喪われてしまう恐れがあります。

このような重要な役割を担うアーキビストには、高い倫理観とともに、評価選別や保存、さらには時の経過を考慮した記録の利用に関する専門的知識や技能、様々な課題を解決していくための高い調査研究能力、豊富な実務経験が求められます。

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）では、長年、アーキビストの養成や資格化について検討を進め、平成 10 年度からはアーキビスト養成を目的とする長期研修の公文書館専門職員養成課程（現アーカイブズ研修Ⅲ）を開催するなど、その養成に関する取組を進めてきました。

令和 2 年度から、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）の 5 年後見直しを契機として、改めてアーキビストの資格化の検討を進め、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、アーキビストとしての専門性を有すると認められる者を認証アーキビストとして国立公文書館長が認証することとしました（詳細は、アーキビスト認証ホームページ (<https://www.archives.go.jp/ninsho/index.html>) をご覧ください)。

1.2 准認証アーキビストとは

アーキビスト認証の検討初期から、認証アーキビストに準じて公文書等の管理に携わる人材の充実を図るとともに、その社会的理解を深め、活躍の場を拡げる仕組みの導入を目指すことが提言され、検討を重ねてきました。

その結果、令和 6 年から、「アーキビスト認証の実施について」（令和 2 年 3 月 24 日国立公文書館長決定）に基づくアーキビスト認証の取組を推進するため、認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める仕組みを設け、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着を図ることを目的とし、准認証アーキビストの認定を行うこととしました。

1.3 准認証アーキビストの認定の仕組み

認定を受けるためには、アーキビストとして必要な知識・技能等を有している必要があります（詳しくは「2 認定要件」（本書5頁）をご覧ください）。

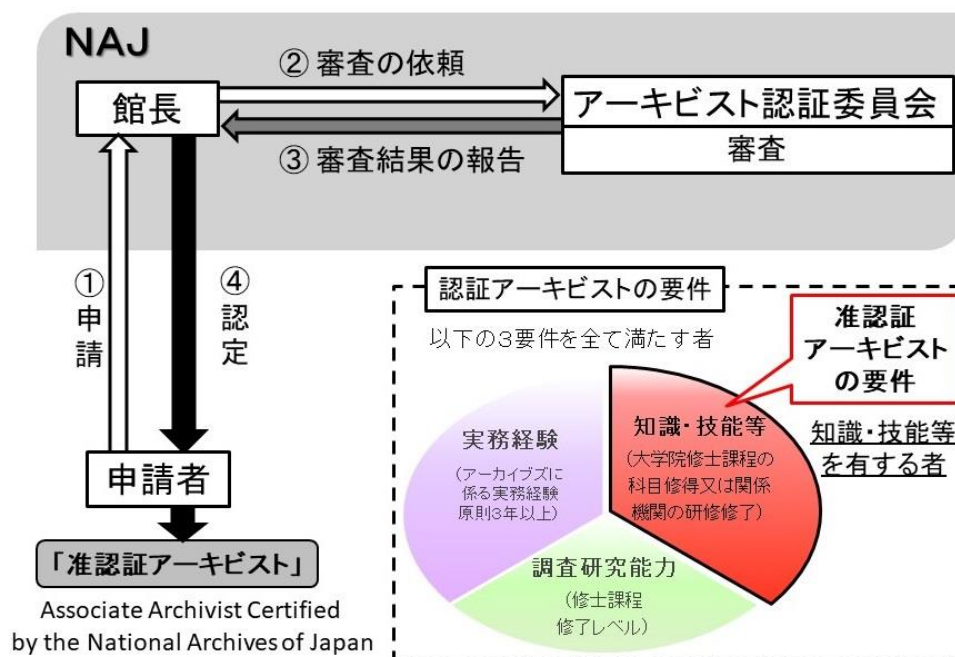
国立公文書館長（以下「館長」という。）は、申請者が提出した書類を基に、館に設置するアーキビスト認証委員会※（以下「認証委員会」という。）に審査を依頼し、その結果に基づき、「アーキビストの職務基準書」※（平成30年12月。以下「職務基準書」という。）に示されたアーキビストとして必要な知識・技能等を有すると認められた者に対し、以下の名称を付与します。

和文表記 准認証アーキビスト

英文表記 Associate Archivist Certified by the National Archives of Japan

※アーキビスト認証委員会：アーカイブズに関する実務経験や専門職の育成・指導経験を踏まえた高い識見を有する者によって構成される、館に設置された委員会
※職務基準書は館ホームページからダウンロードしてご覧いただけます。

<https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsyo.pdf>



【注意事項】

本認定は、公文書館等への就職を保証するものではありません。公文書館等への就職を希望する場合は、各自で就職活動を行う必要があります。採用に関する応募条件や当認定の取扱いについては、その募集を行っている公文書館等に直接お問い合わせください。

1.4 関係規則等

- ・ 准認定アーキビスト審査規則（令和5年10月5日 国立公文書館長決定。以下「准認定審査規則」という。）
- ・ 准認定アーキビスト審査細則（令和5年10月5日 国立公文書館長決定）

- ・ 認定アーキビスト審査規則（令和2年6月3日 国立公文書館長決定。以下「認定審査規則」という。）
- ・ 認定アーキビスト審査細則（令和2年6月3日 国立公文書館長決定）
- ・ アーキビスト認定委員会規則（令和2年6月3日 国立公文書館長決定）
- ・ アーキビスト認定委員会運営細則（令和2年6月8日 アーキビスト認定委員会決定）

- ・ アーキビストの職務基準書（平成30年12月 国立公文書館）
- ・ アーキビスト養成・認定制度 調査報告書（令和元年11月 国立公文書館）
- ・ アーキビスト認定の実施について（令和2年3月24日 国立公文書館長決定）
- ・ 「准認定アーキビスト」骨子（令和5年3月30日 国立公文書館長決定）

※関係規則等の詳細は館ホームページをご覧ください。

<https://www.archives.go.jp/ninsho/document/index.html>